

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第百六号については討論と省略し、委員会報告により可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から本案は委員会審査報告により可決され、旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百六号は、委員会審査報告により可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第八議案第百七号昭和五十三年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

本案についてはすでに特別委員会において十分審議が尽くされておりますので、委員長の報告及び質疑を省略されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から本案については、委員長長の報告及び質疑を省略され、旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって委員長長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番松山清君。

(十二番松山清君登壇)

○十二番(松山清君) 議案第百七号昭和五十三年度福生市一般会計決算認定について

て、反対討論をいたします。

昭和五十三年度は政府においては七％、経済成長を掲げ、大型公共投資を中心とした大企業本位の不況対策を大々的に推進することと基本内容とし、これに地方財政もまるごと組み込んでいくことでお発いたしました。

石川市長においては、このような政府の方針に対して、積極的な評価を与えられており、この基盤の上に立って政府の地方財政方針に忠実に従った五十三年度市予算の編成、つまり建設重視、福祉軽視を基調としたものでお発したわけであります。

これらの点につきましては五十三年度予算審議の時点から、私は批判をしておいたわけであります。しかるに五十三年度決算時点において見るならば、五十三年度を通じ建設重視、福祉軽視の傾向は修正されるどころか、さらに拡大されてきていることとあります。

住民生活に密接に関係する民生費を見ましてもおわかりのように、当初の予算では構成比で何とか二％台を計上したものの、決算では一八・六％に落ち込み、五十一年度決算と比較しましても、二％以上低下している結果になりました。伸び率を見ましても、当初予算では、四十五年度以降最低の一・五・五％に押え込んでおりましたが、決算ではさらにこれを下回り、前年度比一・三・四％にまで低下いたしました。これは何と、決算額の前年度

比二六・六四％の伸びから見ますと、わずかに二分の一の伸び率しかありません。

まさにここに、石川市政の福祉を軽視する政治姿勢が浮きぼりに出ているのではないのでしょうか。このことを一つ取りましても、どうして五十三年度決算認定について賛成できるものではないでしょうか。

さらに、五十三年度において、特徴的なのは市債の繰り上げ償還一億七千七百万円を年度途中の九月において早々と予算計上してきていることとあります。市民が収める税金を、市民のために市民要求実現のために積極的に使用することなく、住民には冷たい態度を取り、財源を確保し、その多くを後年度の財政負担の軽減を理由に実施してきたことはどうして、評価に値するものではないでしょうか。

最後に企画調整費に見られますように、百万円以上も防衛施設庁や自治省、東京都などの役人に対する接待費として使用されていることなどは、全く不適切であり、直ちに中止すべきであらうと固めます。

以上、多くは申し述べませんが、私の簡単な決算認定についての反対討論をいたします。

○議長(小林菊三君) 次に賛成者八番田村市郎君。

(八番田村市郎君登壇)

○八番(田村市郎君) 議案第百七号昭和五十三年度福生市一般会計決算について賛成の討論をいたします。

顧みれば、昨年三月の定例議会において、市長の施政方針で、現下の不況の中で、税収入等を考慮しながら、福祉優先で市民の要望に対応する、ということで、職員一九人について経費の節約に努め、地方自治体としての組織運営の合理化に努める等のことで、本予算を施行いたしますと、ことでありました。

今般、本決算の施行も見れば、市政満八年、町政時代の比較から他市等を見聞したところもかんがみまして、前年度に比して数字的にも、たゞ、反対討論の中で、福祉の比がやや多い、ということではありますが、私は絶対に市民サービスは、五十三年度は充実していると確信を持っております。

特に、本決算で特筆すべきことは、都市施設整備基金に、三億七千三百万円余を支払ひ、仮称第八小学校基金にも、二億四百万円余り積立てもでき、一億七千四百余の公債繰り上げ等の支出もできたところであります。

また、別冊の監査意見書の中で、結ぶの中に、前年度より歳入は二四・五%の伸びであり、歳出は前年度より二六・五%の伸び率を示している。本決算書から見た当市の財政

は、おおむね良好に推移したものであると、市長初め議員、並に関係諸氏の努力のたまものであると記しております。

しかしながら、監査意見書の中に、若干の数カ所の監査意見で、要望が記せられております。

また、過日の本決算特別委員会でも、委員中から数カ所の指摘事項がございました。この点については、理事者、職員各位は、今後の財政運営に当たり、十分反省とともに検討されることを望むものであります。

いずれにいたしましても、本決算は委員会において賛成多数で可決されております。よって、本案昭和五十三年度福生市一般会計決算認定は賛成するものであります。良識ある議員におかれましては、本案認定に御賛同さることをお願いいたします。賛成討論といたす次第であります。(拍手)

○議長(小林菊三君) 以上で討論を終わります。

これより本案について、起立によって採決いたします。
お諮りいたします。

本案は委員会報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。よって議案第百七号は、委員会報告により認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第百八号昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長関米吉君登壇)

○厚生委員長(関米吉君) 議案第百八号昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてに関する審査報告を申し上げます。

審査結果につきましては、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容につきましては御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案については、理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入ることになり、次の質疑がありました。

助産費葬祭費の決算額に端数が生じている理由は何か。一般会計からの繰入金に対する市長の考え方について。

これに対し、まず担当課長及び市長より、助産費、葬祭費の端数は額の改定に伴うもので、助産費は六万円対象が二百四十七件、四万円対象が九件。葬祭費においては二万円対象が八十件、一万円対象が五件という結果から生じたものである。

続いて市長より、一般会計からの繰り入れは今後とも必要であると思うが、額はこれが限度であるとの答弁があり、委員より保健施設の利用についてもっとPRをーとの要請があり、採決の結果、当委員会としては、全員異議なく本議案は原案とおり認定すべきものと決定した次第であります。

何となくよくしう御審議の上、当委員会決定により認定くださるようお願いし、補足説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりております議案第百八号については、討論を省略し、委員会報告により認定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により認定され、この動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、委員会審査報告により認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十議案第百九号昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についても議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、本決算について報告をさせていただきます。

なお、本案につきましても、お手元の議案審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本決算は、歳入歳出差し引き一千六百四十二万五千余円を翌年度に繰り越そうとするもので、決算内容の説明は省略し、直ちに質疑を行ったわけであります。

本員より、関係権利者と市との折衝のあり方、あるいは完了した加美平事業の決算は、これで終りか、一等の質疑に対し、事業の計画段階において、権利者に対し御理解を得るため、理事者も説明に当たっており、今後においては、必要な場合は、直接折衝に当たるともいわれています。加美平事業は、完成したが、その後の残務事務があるので、五十四年度決算として出てくる。このような答弁があり、当委員会としては、原案のとおり認定す

べきものと決定した次第であります。

ようしく御審議を賜り、委員会報告により御確定くださるようお願い申し上げ報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

こゝより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百九号は委員会審査報告により認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十一議案第百十号昭和五十三年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名がございましたので、本案について委員会の報告を

させていただきます。

なおお手元の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会計決算は歳入・歳出差し引き五十五万五千四百八十九円有剰を翌年度に繰り越そうとするもので、その内容説明は省略いたし、直ちに質疑に入つたわけであります。

委員より、水洗便所改造資金の融資状況と、限度額の引き上げについてあるいは使用開始三年以内ということの考え方と、将来の見通しはどうか。あるいは管埋設後のPR等について質疑があり、理事者より昭和四十八年度より管の埋設を行い、昨年六月に供用開始となつたわけですが、計画面積六百六十四・四ヘクタール中、五十三年度末までに約三〇%の管の埋設が終わり、こゝうち五〇%の世帯が使用を開始した。

五十三年度の改造資金については五十二件の申請があり、三十七件七百四十七万四千九百八十九円が決定、十五件が取り消しとなつた。この改造資金融資額の二十五万四千九百八十九円については経費状況等を考へて、今後検討したいと思う。本年度も一〇%程度の申請があるものと思つてゐる。普及率については現時点で供用開始区域内の五〇%の世帯が処理しているが、この中には公団住宅約八百六十戸が含まれてゐるので、これを除くと、三三%程度となり、他市

町に比べても低くはないと思う。供用開始後三年以内に100%ということはないが困難だと思うが、少しでも近づけるよう最大限の努力をしよう。

埋設完了地域は広報等でPRしているが、下水道工事店とも協力して、その地域内の各家庭にパンフレットを配布しているが、今後、具体的な説明もできるように態勢を考えよう。

以上のような答弁があり、さらに委員から今後の財政運営上からも考えて、この普及率の向上に最大限の努力をお願いしたい旨の意見もあり、当委員会としては全員一致で認定すべきものと決定した次第でございます。

ようしく御審議を賜り、委員会報告とおり御確定くださるようお願い申し上げます。御報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については、討論を省略し委員会報告とおり認定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告とおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は、委員会審査報告とおり認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十二議案第百十一号昭和五十三年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 報告をさせていただきます。

御指名がございましたので、議案第百十一号につきまして

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本決算は歳入歳出差し引きゼロという決算でありまして、本案につきましては、説明を省略し、直ちに質疑に入らせてあげておりますが、委員から、年間のトン数と有収水量はどのくらいか。また、下水道が普及すると、将来の水が心配されるが、その点はどうか。との質疑があり、これに対し、年間の統配水量は約六百六十三万三千立方メートル。このうち五百十三万八千立方メートルが有収水量で、七七・四六%程度となっているが、当市の水道事業は、早くから着手し、管も老朽化して漏水も多く、このため漏水防止対策として、三ヵ年計画で調査費を都に要請している段階である。市内には十二本の深井戸があり、一日一万三千トンを取水しているが、夏場のピーク時には不足をするので、都の分水を受け入れているが、小作浄水場の配水能力が二十八万トンであり、仮に不足するようなら、都でそれに対応する計画を持っているので、まず将来の水は心配ないと思っている。

このような答弁があり、本決算については、原案のとおり認定すべきものと決定し、次

第でございます。

よろしく御審議を賜り、委員会報告により御確定くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十一号については、討論を省略し、委員会報告とおり認定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により認定され、この日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十一号は、委員会審査報告により認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十三議案第百十二号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名がございましてので、本案につきまして簡単に御報告をさせていただきます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本路線は、牛浜十字路の南側に位置し、五日市街道から米通りに接続する道路で、幅員四メートル、延長百十九メートルの私道を、関係地主から寄付を受けたもので、委員より、この整備はいつごろになるのか、幅員四メートル以下の認可付の考え方について質疑があり、

この整備は認定した後、来年度において下水道管等を埋設してか、整備したい。四メートル以下の寄付については現在の基準は昭和四十七年頃議会側とも相談して四メートル以上ということで決めたが、必要なら今後検討していきたい。

このような答弁があり、本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく御審議を賜り、委員会報告により御確定くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十二号については、討論を省略し、委員会報告により可決せんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただ、ま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決、ふたたびの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十二号は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 一時まで休憩いたします。

午後五時 二分 休憩

午後一時 三分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四議案第百十五号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(二十四番塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 御指名がございましたので、ただいま議題となりました議案第百十五号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

まず、本案提出に至ったその経過等につきましては、すでに皆さん方も十分御承知のとおりでございますので、その点はこの際省略させていただきますが、いずれにいたしましても、この議会運営委員会は、現行地方自治法上における委員会とは認められてはならず、あくまでも各自治体の議会内部で組織されている任意の委員会であるということであり、したがってこれの委員長に対して報酬を支給することは、法の条理上からして、好ましくないことであるということ。また、私ども議会人として法を遵守する立場から考えても、速やかに廃止すべきであり、さらに昨今の世情等から考えましても、まさに時宜を得た廃止であるという考えから、本案を提出した次第でございます。

なお、附則におきましては、本案可決の暁には、昭和五十五年一月一日から施行しようというものでございます。

よろしく御審議を賜り、本案提出に至った意をお受け取りいただき、御可決願ひたく、賛成者ともどもお願い申し上げます。簡単ではありますが、議案第百十五号の提案